

日本のTPP交渉参加に関する意見提出様式

1. 組織名

日本知的財産協会

2. 組織住所

東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル18階

3. 組織電話番号

03-5205-3321

4. 組織代表者名

理事長 上野 剛史

5. 意見提出者名

西尾 信彦

6. 意見提出者肩書き

事務局長

7. 意見提出者e-mailアドレス

nishio@jpa.or.jp

※ 非公開を希望する個別の意見・情報(例:機密営業情報)等含む場合は、別紙2(非公開用)に記入願います。

1. 組織名

日本知的財産協会

提出意見①

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

著作権侵害に係る職権による刑事手続の容認をルール化(非親告罪化)することについては、反対である。

著作権法違反罪を非親告罪化することにより、企業をはじめとする多くの利用者が、著作物の利用に対して過度に消極的となり、産業の発展のみならず、文化の発展までも阻害する事態が生じるおそれがある。

現在、親告罪となっている著作権法違反罪に関して職権による刑事手続を認めること(非親告罪化)だけで、直ちに、著作権者の意に反した刑事罰化が許されることになるとは考えていないが、萎縮効果等を勘案すると、非親告罪化はすべきでない。

我が国の著作権法は無方式主義を採用しており、日常的に膨大な数の著作物が創作され、それと同数の権利が発生している、という実態がある。また、著作権侵害に該当するか否かの判断は、他の知的財産権と比較しても容易ではない上に、利用者側の長年の要望にもかかわらず、権利者の利益を不当に害しない態様での著作物の利用行為を包括的に適法とする権利制限の一般規定(いわゆるフェアユース規定)は、いまだに我が国には導入されていない。著作権法違反罪が親告罪であるがゆえに、バランスが保たれている、という面もある。

提出意見②

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

著作権に関し、法定損害賠償制度、懲罰的賠償制度の導入をルール化することについては、反対である。

不十分な立証でも高額な損害賠償が認められること等が懸念され、日本の現行制度と大きく乖離するものであり、十分な議論を行うことなしに、ルールとして導入されるべきではない。

日本においては、現行規定でも権利侵害に係る損害額の推定規定が既に存在しており、認容される損害額が不当に低いともいい難い。

提出意見③

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

アクセスコントロール等の技術的保護手段の回避の禁止、刑事罰の適用については、慎重に検討すべきである。

平成23年12月改正の不正競争防止法で保護が強化され、著作権法においても、平成24年6月の改正で、暗号型技術の回避規制の規定が盛り込まれており、日本国内の規制としては十分なレベルにある。

さらなる規制強化は、従来権利者に排他的な権限が与えられていない著作物の視聴、使用行為にまで影響が及び、権利者・利用者間の利益バランスが大きく変化する可能性がある上、相互運用性確保のための研究開発が萎縮するなど、企業の事業活動に支障を来たすおそれがある。

提出意見④

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

著作権保護期間を著作者の死後70年または発行から95年等とする制度の導入については、慎重に検討すべきである。

著作物がパブリック・ドメインに属する時期が遅れることになると、著作物の利用が阻害され、死蔵著作物が増加するおそれがあり、著作物の利用促進に悪影響を及ぼすため、長い保護期間をルールとして要求することには賛成できない。

著作権の保護期間をどの程度のレベルに設定するか、という点については、著作物の保護と利用のバランス、という観点から、各国の制度、ひいては国民の意思を尊重した「制度の併存」が国際的にも認められてきたものであるから、日本国内において十分な議論を行うことなく、保護期間の延長をルール化すべきではない(過去に文化審議会著作権分科会(過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会)において議論がなされ、肯定、否定の両論がある中で、延長の必要性について、国民的なコンセンサスが得られず、延長が見送られた経緯がある)。

提出意見⑤

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

インターネット・サービス・プロバイダによる著作権を侵害する情報の削除等の自主的な対応を促進するため、著作権侵害の通知を受けこれについて削除等の対応を行ったインターネット・サービス・プロバイダに対して、民事および刑事上の免責を与える法制度の導入をルールとして要求すべきである。

なお、免責の条件としてのノーティス・アンド・テイクダウン方式の導入については、慎重に検討すべきである。

国内法との関係では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(いわゆる「プロバイダ責任制限法」)及び同法のガイドライン等が整備されており、インターネット・プロバイダが著作権及び著作隣接権を侵害する情報の送信を防止する措置を講じる際の判断基準及び方法が、既に明確に定められている。法施行から10年を経過しているが、同法及び同法のガイドライン等により、著作権及び著作隣接権を侵害する情報の送信防止措置は概ね適切に運用されており、実務的に大きな問題は生じていない。

プロバイダ責任制限法に基づく現在の手続きよりも慎重さを欠く手続きによって、プロバイダが情報の削除等を行うことができるようになり、発信者の利益が守られなくなる可能性がある。

提出意見⑥

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

包括的権利制限規定(フェアユース)の導入をルールとして主張すべきである。

導入によって、著作物の利用が促進され、イノベーションの促進、新規ビジネスの発展等につながることとなり、結果的に産業のみならず文化の発展に資することになる。

従来より、当協会が主張してきた項目であり、文化審議会著作権分科会(法制問題小委員会)において、権利制限の一般規定(日本版フェアユース)の導入の必要性があることをベースとして議論がなされてきた。立法技術上の問題等より、平成24年改正において導入は見送られているが、引き続き喫緊の課題である。

提出意見⑦

該当する交渉分野

知的財産(著作権)

意見

著作物の真正品の並行輸入を禁止すべきでない。並行輸入に排他権が及ぶとすることは、著作物等の流通、取引の障害となる。経済のグローバル化にあわせて、著作物等の流通は国境を越えて広範かつ大量に行われており、円滑な流通及び取引の安全の確保の必要性は、国際取引においても国内取引同様であると考えられる。

さらに、米国著作権局長Maria A. Pallante氏を含む専門家が法改正の必要性を唱えている現状においては慎重な検討をお願いしたい。

(参考情報)

<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>

<http://www.copyright.gov/regstat/2013/regstat03202013.html>

http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html

http://judiciary.house.gov/hearings/113th/hear_05162013.html

提出意見⑧

該当する交渉分野

知的財産(特許)

意見

特許の新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)を広範に認めることについては、慎重な検討が必要である。

- ・例外規定適用を認める期間は、公表後6か月で十分である。
- ・例外規定の対象となる公表の行為も、意に反して公知になった場合、特許を受ける権利を有する者の行為に限定すべきである。
- ・出願時に新規性喪失の例外規定の適用を受けることを宣言(願書に記載)すべきである。

新規性喪失の例外規定は、出願前に開示された発明はたとえそれが出願人によって開示された場合であっても、先願主義のもとでは出願時に新規性を失っており発明者にとって酷であることから、一定の期間に限って例外(自己の開示によって特許性を否定されない)を認めるようにするものである。

米国のように、対象となる公表の態様を広汎に認め、公開後の他人出願も除外するような規定は、権利の予測性、安定性を阻害する可能性がある。さらに発明を公表した場合の宣言を不要とすることは、この制度の濫用を招く可能性がある。

権利の予測性、安定性を阻害することがなく、公正な競争を促すという観点より、各国の制度を統一すべきであると考えながら、安易に新規性喪失の例外の要件を緩和すべきではない。

提出意見⑨

該当する交渉分野

知的財産(特許)

意見

当事国においては、特許出願全件についての出願公開制度をルールとして導入すべきである。

特許制度は、発明をした者に特許権という独占権を与えて保護すると同時に、発明を世の中に技術情報として公開し、技術の発展を促すことを目的としており、特許出願は全件公開すべきである。

TPP参加国で特許出願の公開制度を導入していないのは、チリ、ブルネイである。

全件公開制度を導入していないのは米国であり、米国出願以外の外国出願がない出願については公開しないことができるようになっている。

これらの国々に、特許出願の全件公開を要求することにより、出願内容が秘密になるリスクを低減することが必要と考える。

提出意見⑩

該当する交渉分野

知的財産(特許)

意見

当事国においてソフトウェア(プログラム)の特許で保護する規定を設けるべきである。

・インターネットの普及により国境がなくなったことにより、ソフトウェアについては日本だけでなく全世界での特許保護が必要である。

・TPP参加国ではベトナム、シンガポール、マレーシアではソフトウェア特許を認めていない。

・現状参加国ではないが、インド、中国等においてもゆくゆくはソフトウェアの保護が必要と考える。

提出意見⑪

該当する交渉分野

知的財産(意匠)

意見

一定の範囲内で、意匠出願が公開される時期を出願人が調整できる、公開繰延べ制度をルールとして導入すべきである。

デザイン開発競争の激しい昨今においては、先願の地位を確保するために一日も早い意匠出願手続き、早期権利化が望ましい。しかし、登録等により製品発売以前に公報に意匠図面が掲載される場合においては、その意匠図面から商品のデザインが模倣されるという被害が生じている。また、発表あるいは発売前の製品に関する意匠が公に知られた場合、消費者が次期機種発売を待つて現行機種を買い控える等、企業の製品販売戦略に影響を及ぼす。このような被害に対処するため、出願人がやむなく出願日を遅らせて公報掲載日を調整する場合も生じている。

したがって、早期権利化と同時に模倣による被害の回避を実現すべく、意匠公開繰り延べ制度の導入をすべきである。

既に欧州では出願日から最大30ヶ月の繰り延べが認められている。

提出意見⑫

該当する交渉分野

知的財産(意匠)

意見

当事国において部分意匠制度をルールとして導入すべきである。

近似した二つの製品を組み合わせて一つの製品とするなど意匠模倣も巧妙化しており、全体意匠のみでは対応できない被害実態が発生している。このような事態に対し、部分意匠制度を導入することにより模倣品対策を更に前進することが可能になる。なお、中国での意匠は無審査であり、部分意匠単独で導入すると冒認贋作出願が増えるなどかえって被害が拡大するおそれがあるため、実体審査制度とセットで導入すべきである。

提出意見⑬

該当する交渉分野

知的財産(商標)

意見

当事国にはマドリッドプロトコルへの加盟を義務付けるべきである。マドリッドプロトコルは商標の広域保護の仕組みとして有効な制度であるが、アジアでは未加入の国が多くある。グローバル化に伴い各国での商標の保護を推進するために、制度の利用を促進していく必要がある。TPP交渉参加国では、チリ、ブルネイ、マレーシア、カナダ、メキシコが加盟していない。

提出意見⑭

該当する交渉分野

知的財産(商標)

意見

当事国において周知、著名商標(well-known mark)の保護強化のため以下のルールを導入すべきである。

- ・外国で周知・著名な商標は、当該国または外国で商標登録されているか否かを条件とはせずに、周知・著名商標として認めること
- ・外国で周知・著名な商標を当該国で第三者が勝手に出願した場合は登録しないこと

日本のブランド名が外国において適切に商標登録される必要があるが、日本あるいは外国で既に周知・著名になっている商標について当該国でも周知・著名商標として認めるか否かについては、当該国または外国で商標登録されているかを要件とはせずに判断されるべきである。

また、日本または外国では周知であっても、当該国では周知と認められないことを理由に第三者の出願(冒認出願)が勝手に登録がなされると、当該国で名称を変更したり事業化を断念する等企業のグローバルな経済活動に支障をきたす。よって商標法4条1項19号等のような規定により、外国の周知、著名商標が権利者の了承を得ることなく無断で登録されることを防ぐ必要がある。

提出意見⑮

該当する交渉分野

知的財産(不正競争防止法)

意見

営業秘密の保護

秘密情報の不正な取得、開示、漏えいおよび使用の規制に関して、保護の対象となる秘密情報および規制対象行為を明確にするために、必要な法令の整備を求める。

現在のTPP参加国は、すべてTRIPS協定加盟国であるので、同協定で求められている秘密情報の法的保護は図られていると考えられるが、豪州、マレーシア、シンガポールのように秘密情報保護に関する制定法がない国では、保護対象の秘密情報や規制の対象となる行為の態様が明確でないため、秘密情報保護に関する予見可能性が低く、現地で事業を展開しようとする日本企業にとって懸念材料となる。

コモンローに基づく法制度を有している国は、制定法がなくとも判例法理により保護が図られていると主張する可能性があるが、判例の蓄積が十分でない場合には予見可能性が低く、保護制度として十分とはいえない。制定法化を求めるべきであり、それが困難でも、少なくとも指針等の発行による明確化を求めるべきである。

提出意見⑩

該当する交渉分野

知的財産（不正競争防止法）

意見

模倣品規制の法整備

わが国の不正競争防止法2条1項3号と同等のデッドコピー規制を導入することを求める。

模倣品の流通による我が国企業の損失が著しいことは周知のとおりであり、参加国に対して有効な模倣品規制を導入することを求める必要がある。また、複製・複写技術が高度化し、商品のデッドコピーの製造が容易になっているが、効果的な模倣品規制のためには、デッドコピー商品の製造・流通を規制することも重要となっている。

例えば、米国、豪州では、意匠権による保護やパッシングオフの規制はあるものの、デッドコピーの提供のみを規制する制度はない。ベトナムでも商品包装デザインを保護する規定はあるが、誤認混同が要件となっており、デッドコピーの提供のみを規制する制度はない。

なお、商品形態の保護としては、意匠権によることも考えられるが、商品の形態が必ずしも意匠として登録できるとは限らない場合もあるので、意匠保護制度とは別途、デッドコピー規制を設けるよう求める必要がある。

提出意見⑪

該当する交渉分野

知的財産（ライセンス契約に係る料率等の制限）

意見

外国企業が得るライセンス料率の上限設定制度の廃止をルールとして主張すべきである。

TPP当事国ではみられないが、外国企業が得るライセンス料率に上限を設定する場合（ブラジル）がある。ライセンス料率の決定に政府が関与することは、国内企業の優遇措置であり不当であるとする。また、ロイヤリティの送金の制限をする場合（中国）がある。これらの制限が設けられることは重要な問題であり、TPP当事国では、それらの制限を認めない旨の条項を設けておくべきである。

将来、加盟国が増えることも想定し、TPPの精神として条項に反映させるべきである。

提出意見⑫

該当する交渉分野

知的財産（医薬品にかかわる特許権の存続期間の延長）

意見

医薬品にかかわる特許権の存続期間の延長制度をルールとして導入すべきである。

医薬品、農薬等分野では、安全性の確保等を目的とする法律の規定による許認可当局の許可等を得るにあたり所要の試験・審査等に相当の長期間を要するため、その間はたとえ特許権が存続していても権利の専有による利益を享受できないという問題が生じている。このため、医薬品開発が行われる多くの国において、特許権の存続期間延長制度が認められている。近年、アジア地域を含む多国間において国際共同治験が実施され、多国間での同時医薬品開発が盛んに行われている。P4協定国、カナダ、メキシコ等、多くのTTP参加表明国においては、特許権の存続期間延長制度がない。

提出意見⑱

該当する交渉分野

知的財産（医薬品のデータ保護）

意見

医薬品のデータ保護制度をルールとして導入すべきである。

医薬品のデータ保護について、TRIPS協定第39条3においても加盟国に医薬品のデータ保護義務を認めている。日本では再審査期間として運用されており、医薬品の有効性と安全性とを確認する期間として極めて重要な制度である。近年、国際共同治験にアジア諸国を含む多くの国が参加するなか、益々重要な制度となっている。TPP参加国の多くが特許権の存続期間延長制度をもたないため、医薬品開発企業には新薬開発の投資を回収するために無くてはならない重要な制度の一つである。

提出意見㉑

該当する交渉分野

知的財産

意見

特許制度に関して、欧州特許条約や欧州特許庁に類似する特許取得の仕組みの導入をTPPの連携協定の一側面として検討する、という条項を盛り込んでいただきたい。

各国の工業等の発展を促すためには、何れの地域で生まれた発明でもこのTPPの連携地域では均質で安価な特許権利取得できることが、企業にとって重要事項になる。人・物・金の域内流動化がTPPにより活性化されると、企業は域内の何れか都合の良い国に研究開発機関を設置し研究開発を行う。発明の発生は一国を超えて全地域で生まれるようになる。現状のTPP域内での特許取得手続きはパリ条約の下で当該国に一つずつ出願し、一つずつ審査を受ける必要がある。各国出願人および特許庁に大きなマンパワーと経費・費用を要求している。欧州条約や欧州特許庁の様な仕組みは非常にマンパワー・費用とも効率的であることは多くの関係者が知る処である。このTPP域内でもこうした仕組みを入れられないか各国間で検討するような仕組みを立ち上げる様に、上記のような条項を協定に盛り込むように交渉して頂きたい。

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。